2020 年度税制改正

昨年末に2020年度の税制改正が決議されました。今回の税制改正では、経済社会の構造変化を踏まえ、公平な税制を実現するための小規模な改正が多く行われたものとなりました。

その中から個人所得、中小規模の事業者に影響のある項目をピックアップしました。

1. 個人所得に関連する項目

- 1. 寡婦(夫) 控除の見直し (2020 年度以後の所得税、2021 年度以後の住民税から適用) 未婚のひとり親の負担を軽減するため、配偶者と死別・離婚したひとり親を対象とする「寡婦控除」を未婚のひとり親にも適用されます。また男性にだけ所得制限があり、控除額が低く設定されていましたが、改正後は所得制限と控除額は男女同額とされています。
- 11. 低未利用土地等を譲渡した場合の特別控除 (2020年夏頃~2022年12月末の譲渡に適用) ①市町村の確認がなされた、②都市計画区域内にある低未利用地(空地・空屋等、暫定的な資 材置き場、駐車場等)で、③保有期間が5年を超えていて④売却額が500万円以下の 比較的低価格の土地を対象に、譲渡所得(売却益)から100万円を控除できます。

2. 法人所得に関連する項目

- 1.消費税の申告期限の延長 (2021年3月31日以後に終了事業年度の末日の属する課税期間から) 法人税、消費税の申告は原則決算後2ヶ月以内ですが、法人税のみ1ヶ月申告を延長出来ました。今回の改正で、消費税も法人税と同様に申告延長ができ、会計事務の負担軽減になります。
- II.グループ通算制度にあわせた単体納税制度の見直し (2022 年 4 月 1 日以後開始事業年度) 連結納税制度の改正に合わせて、主に下記制度について 100%保有グループ内法人の単体納税法人での取り扱いが、従来と変更されます。
 - ①受取配当金等の益金不算入:控除負債利子の計算方法が変更されます(配当額の4%)

:保有区分の判定に際してグループ全体での保有株数で判定

- ②貸倒引当金:グループ内の法人間の金銭債権を除外して算定
- Ⅲ.交際費、少額減価償却資産の特例の延長 (2022年3月まで)

交際費(800 万円/年または接待飲食費の50%)、少額減価償却資産の損金算入(30 万円未満)の制度がともに2年延長され、一定規模以上の法人が適用除外になる(交際費:資本金等が100 億円以上の企業、少額減価償却資産の損金算入:常時使用人が500 人以上の企業)。

3. その他

今年の夏に日本でオリンピック・パラリンピックが開催されるのに伴い、入賞した選手に交付される JOC の報奨金等について、非課税の限度額の引上げが行われます(例:金メダル 500 万円)。また、従来オリンピック選手のみであった報奨金の非課税の制度がパラリンピックの選手にも当然に拡充されました。

@1月の予定

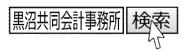
1/10 · 12月分源泉所得税

・住民税の特別徴収税額納付期限

1/31 ・11月決算法人の確定申告

・2,5,8 月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜·日曜·祝日





発行元/黒沼共同会計事務所 クライアントリレーションチーム 〒990-0047 山形市旅篭町 3-1-4 食糧会館 3 階 TEL 023-624-3519/FAX 023-624-3662/URL http://kuronuma-ac.jp/E-Mail info@kuronuma-ac.jp